

補助対象の種類と業種 (新しい生活様式に対応するための感染防止対策支援事業)

事業所等において不特定多数の顧客等と接触する機会の多い中小企業・個人事業者等

- ・ 例示として、以下の業種を示しますが、類型が同種のもので、補助金の目的に合致する業種も対象となります。
- ・ 感染防止対策を目的とした県の他の支援事業の対象者については、補助対象外となります。
- ・ 既に、国、市町村等による補助金を申請・受領した感染症防止対策経費については、補助対象外となります。

類 型	業 種
小売業 (訪問販売は含む) (通信販売は不可)	総合スーパー、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車・自転車小売業、機械器具小売業、家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業、医薬品・化粧品小売業(保険薬局を除く)、農耕用品小売業、燃料小売業(ガソリンスタンド等)、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、写真機・時計・眼鏡小売業、花・植木小売業、ペット・ペット用品小売業、中古品小売業、その他小売業 など
教育、 学習支援業	自動車教習所、学習塾、音楽教授業、書道教授業、生花・茶道教授業、そろばん教授業、外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業(ヨガ教室、ダイビング教室、武道教室等)、その他の教養・技能教授業(料理教室、舞踊・ダンス教室、パソコン教室、日本語教室等)、他に分類されないその他の教育・学習支援業 など
スポーツ施設 提供業	ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニス場、バッティング練習場、フィットネスクラブ、トレーニングジム など
娯楽業	映画館、劇場、ライブハウス、遊園地、遊戯場(ビリヤード場、囲碁・将棋所、マージャンクラブ、パチンコホール、ゲームセンター、その他の遊戯場)、ダンスホール、マリナー業、遊漁船業、カラオケボックス業、娯楽に附帯するサービス業(場外馬券・車券・舟券売場、パチンコ景品交換場等)、他に分類されない娯楽業 など
生活関連 サービス業	クリーニング業、コインランドリー業、衣服等リフォーム業、理容業、美容業、一般公衆浴場業(銭湯業、蒸し風呂業、砂湯業等)、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業、まつ毛エクステンション、旅行業・旅行代理業、観光案内業(ガイド)、冠婚葬祭業(葬儀業、結婚式業、結婚相談業)、写真プリント、現像・焼付業、宝くじ売さばき業、ペット美容室、インターネットカフェ、漫画喫茶、宅配サービス業、運転代行業 など
金融業、保険業	信用金庫、貸金業、質屋業、証券会社、両替業、保険代理店 など
不動産業、物品 賃貸業	不動産取引・賃貸業、物品賃貸業(レンタルビデオ業・貸衣装業) など
専門・技術サー ビス業	法律事務所、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、動物病院、写真館 など
その他	療術業(あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり・灸業、柔道整復業等)、自動車整備業、電気機械器具修理業、福祉タクシー、その他本補助事業の目的に合致し、知事が認めるもの

※ 公営事業は、補助対象外となります。

※ 上記表中に示していない類型(例：農林水産業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、卸売業など)においては、不特定多数の顧客等と接する施設や機会(例：ショールーム、展示場、ギャラリー、小売店・直売所、販売・点検等のための訪問 など)を有し、常時事業を展開している事業者は対象となる場合があります。